

前橋市六供清掃工場の余剰電力を活用した自己託送事業に係る 公募型プロポーザル実施要領

六供清掃工場の余剰電力を活用した自己託送事業の企画提案を募集します。

業務の目的を達成するうえで有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

本業務は、一般廃棄物焼却施設である六供清掃工場で廃棄物を処理する際に発生する熱を利用して発電した余剰電力について、一般送配電事業者が維持及び運営する送配電ネットワークを介して、市有施設に送電することで、公共施設における使用電力の低炭素化を図ります。

令和3年10月から2年間の実証事業として、6施設に供給を開始し、令和4年10月から3施設を追加し、合計9施設に供給を行い、その効果等を検証しているところですが、これまでに、年間を通じた六供清掃工場の稼働状況や廃棄物処理量に基づく発電量など、効果的な自己託送を行うためのデータ収集を行うことができ、また、その検証の結果、CO₂排出量の削減と電気料金の低減について、一定の効果を見込めることが確認できたことから正式に実施しようとするものです。

なお、正式実施に当たっては、六供清掃工場が有する発電能力を、最大限効果的に活用することを目指し、公募型プロポーザル方式により事業者を公募し、電力の地産地消を実現するとともに、CO₂排出量の削減と電気料金の低減を目的とします。

2 業務の内容・概要

- (1) 業務名 六供清掃工場の余剰電力を活用した自己託送事業
- (2) 業務内容 別紙「余剰電力売却仕様書」及び「電力需給業務仕様書」を参照してください。

3 契約期間・履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで（1年を単位とし、2回を上限に更新可能）

4 応募資格

次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による前橋市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 前橋市の令和4・5年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた営業品目に「大分類：電力」が含まれていること。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。

- (5) 企画提案募集に係る公告の日から優先交渉者の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 経済産業大臣から電気事業法に基づく小売電気事業者の登録を受けている者であること。
- (8) 過去に国又は地方公共団体と電力供給契約の履行実績がある者であること（本項に該当する者から電気事業法第2条の7第1項に基づく小売電気事業の承継を受けた者を含む）。

5 スケジュール

プロポーザル公告日	令和5年6月9日（金）
プロポーザル実施要領・仕様書の公表	令和5年6月9日（金）
質問受付期間	令和5年6月9日（金） ～ 6月16日（金）
質問書への回答期限	令和5年6月23日（金）
説明会の開催	令和5年6月27日（火）
提出書類受付期限	令和5年7月14日（金） 必着
第一次審査	令和5年7月19日（水）
第二次審査	令和5年7月26日（水）
審査結果通知書の発送	令和5年8月2日（水）
契約締結	令和5年8月上旬
業務開始	令和5年10月1日

6 質問受付及び回答

質問受付期間	令和5年6月9日（金）から令和5年6月16日（金）まで
質問様式	質問書（様式第1号）
提出方法	電子メールで提出してください。 ※ 件名は「自己託送プロポーザル質問事項」としてください。 ※ 評価等に影響を及ぼす恐れがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受け付けません。
提出先	要領中14番に明記
回答方法	6月23日（金）までに前橋市ホームページに掲載します。 https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kankyo/kankyoseisaku/gyomu/2/2/2/37348.html

7 説明会

次のとおり、本企画提案に係る説明会を開催します。説明会への参加を希望する事業者は事前に申し込みの上、参加してください。

日 時	令和5年6月27日（火）午後2時から
場 所	市役所6階東会議室（事業者の申し出があった場合には、WEB会議システム「teams」等を用いてオンラインでの参加も可とします。）
申込み	説明会参加申込書（様式第2号）を6月23日（金）までに、電子メールで提出してください。
提出先	要領中14番に明記 ※ 件名は「自己託送プロポーザル説明会参加」としてください。

8 応募の手続き等

「5応募資格」を全て満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書及び企画提案書を提出してください。

(1) 応募申請書について

- ① 受付期間 令和5年6月9日（金）から7月14日（金）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）による
- ③ 応募申請書 別紙（様式第3号） 1部
- ④ 添付書類
 - ア 小売電気事業者の登録を証明する書類
 - イ 契約実績を証明する書類（契約書の写し・仕様書等）
 - ウ 応募団体概要書（様式第4号）
 - エ 納税証明書（税務署発行の納税証明書）
（前橋市に課税主体がある者は、前橋市の完納証明書についても提出してください。）
 - オ 誓約書（様式第5号）

※ 添付書類は、必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 企画提案書について

- ① 受付期間・提出方法は応募申込書に同じ
- ② 企画提案書 7部
- ③ 内容

提案は、次の項目について、所定の様式に記載してください。ただし、項目ごとに資料を添付することも可とします（資料を添付する際は、所定の様式に「別紙〇〇のとおり」等の文言を記入し、どの項目についての資料か明確にしてください）。

なお、提案内容は「仕様書」の内容を踏まえたものとしてください（託送先は、原則として仕様書に記載のとおりとしますが、より適切な市有施設の提案がある場合は、その提案内容について記載してください）。

また、検討にあたっては、別紙1及び2に記載の施設ごとの余剰電力売電実績及び使用電力量実績の情報を参考にしてください（より適切な市有施設について検討する

場合は、別紙3に記載の市有施設年間使用電力参考値の情報を参考にしてください。
より詳細なデータが必要な場合はご相談ください。

ア 技術提案（様式第6号）

技術提案には、次の(a)から(c)までを必須事項として含めること。

(a) 実施方針

・提案の基本方針、概要等を記載すること。インバランス管理についても言及してください。

(b) 年間平均自己託送電力量（kWh）

・図書館本館、総合福祉会館、障害者教養文化体育施設、大胡支所、粕川支所、宮城支所、富士見支所、水質浄化センター、敷島浄水場に自己託送する電力量の年間平均値（1時間値）と算出根拠を記載してください。

・想定する年間平均自己託送電力量は、全体で6,508,602kWhです。

※ 上記9施設全体における月平均自己託送量（令和4年度実績）に11を乗じた数値です。11とは、六供清掃工場における設備の年次点検等により約1か月間、余剰電力の売却及び電力の需給を行わないことがあるため、11か月分としたものです。

(c) 年間自己託送電力量（kWh）

・図書館本館、総合福祉会館、障害者教養文化体育施設、大胡支所、粕川支所、宮城支所、富士見支所、水質浄化センター、敷島浄水場に自己託送する年間の電力量の合計と算出根拠を記載してください。

※ 別紙1及び2の実績から提案時の自己託送電力量が年間使用電力量の何%になるかを計算し、その率（自己託送率）を記載することとします。

自己託送率（%）＝全託送先における総託送電力量（kWh）/全託送先における総電力使用量（kWh）×100

(d) 独自提案

・その他独自の提案がある場合には、その提案内容を記載してください。

イ 業務遂行能力（様式第7号）

(a) 事業実施体制

・事業を実施する要員について、経験等を記載してください。

(b) 業務工程

・実施計画、スケジュール等を記載してください。

※ なお、市では10月1日から事業開始を想定しています。

・優先交渉者決定後から事業開始までについても記載してください。

・必要な届出についてのスケジュールも記載してください。

(c) リスク管理

・事業実施中に発生すると想定されるリスクと対応を記載してください。

・緊急時の体制図を記載してください。

(d) 電力調達方法

- ・事業者全体の電源構成及び日本卸電力取引所（JEPX）の電力市場から調達している電力の割合を記載してください。（対象期間：令和4年度）

ウ 業務実績（様式第8号）

本事業と類似する国又は地方公共団体施設における(a)から(c)の業務履行実績について、契約書又は協定書の写し、仕様書を提出してください。(c)については、国又は地方公共団体施設以外の業務履行実績も可とします。

また、下記の業務履行実績における数量等の業務概要を記載してください。業務履行実績の提出は(a)及び(b)は1つずつまで、(c)は3つまでとします。

(a) 電力供給契約

電力を供給した施設の契約電力、年間供給電力量を記載してください。

(b) 電力売却契約

年間売却（買取）電力量を記載してください。

(c) 自己託送

自己託送電力供給施設数、年間自己託送電力量、自己託送率を記載してください。

エ 価格

本事業における提案見積書（様式第9号）を提出してください。

(a) 季節別・時間帯別に売却する余剰電力の売却料金（様式9-1）

(b) 施設ごとの基本料金、負荷追従電力料金（様式9-2～12）

・負荷追従分電力の料金単価は季時別とし、また、季時別の負荷追従電力の数量については令和4年度の実績数量から季時別自己託送電力量を差し引いた値とします。

(c) 託送先それぞれの自己託送電力料金（様式9-3～12）

・季時別の自己託送により供給する電力の数量及び料金単価を記載してください。

④ 用紙の大きさ

原則A4縦としてください。ただし、図表等はA3横の使用も可とします。

⑤ 留意事項

提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 提案は文書で簡潔に記載すること。

イ 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。

ウ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとする。

エ 多色刷りは可とするが、見易さに配慮すること。

(3) 提出書類の取り扱い

① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

- ③ 費用について
応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ④ 公表について
選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。
- ⑤ 資料の取扱い
市が提供する資料は、応募にかかわる検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

次のとおり審査を実施し、その結果最も優れた企画提案を提出した事業者を、契約の優先交渉者として決定し、交渉を行います。

(1) 審査方法

① 第一次審査

ア 日時

令和5年7月19日（水）予定

提出された書類に基づき、応募資格を審査し、候補者を選出します。

イ 審査結果発送

令和5年7月21日（金）予定（応募者全てに連絡します。）

② 第二次審査

ア 日時

令和5年7月26日（水）午後

提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、候補者を選出します。プレゼンテーションの詳細は、次のとおりです。

(a) 出席者 1者3人以内

(b) 実施時間 プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 10分以内

(c) 実施者 当業務を受託した際に担当する者が行うこととします。

(d) 貸出物品 机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクター、プレゼン用リモコンとします。それ以外の物品については、参加者の負担において用意してください。

(e) その他 提案書等に記載した担当者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、市の承諾を得ることとしてください。

イ 審査結果発送

令和5年8月2日（水）予定

（審査を受けた事業者全てに連絡します。）

③ 審査項目

評価項目	評価基準	配点
業務実績		
業務実績	過去に国又は地方公共団体と本業務に類似又は同種の業務契約実績があるか 年間の供給電力量及び売却電力量、自己託送電力供給施設数は多いか	25
価格		
コストメリット	余剰電力売却価格、電力調達価格及び託送料金における全体収支のコストメリット	25
技術提案		
自己託送の実実施計画	実現可能性があるか その他独自の提案	15
業務遂行能力		
業務遂行能力の確保	実施体制、実施計画、スケジュールに無理はないか	10
業務工程	工程において、具体的な実施フロー、実施手順が示されており、無理のない適切な工程が組み込まれているか	10
業務実施中のリスク管理	事業実施中に発生するリスクを適正に捉え、これに対応できる提案となっているか	10
その他		
資料等のわかりやすさ	提案資料やプレゼンテーションは見やすく、わかりやすいか	5
合計		100

(2) 選定審査委員会

選定に当たっては、市職員5名で構成する審査委員会を設置し、委員会が次の選定基準に基づいて申請者の評価をした後、委員会の評価の結果・意見を踏まえて、優先交渉者を選定します。

(3) 優先交渉者の決定方法

- ① 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を優先交渉者として選定します。
- ② 優先交渉者となることのできる最低基準をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定します。
- ③ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしませんが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、優先交渉者として選定しないこととします。

(4) 選定結果の通知及び公表

二次審査の結果については、二次審査を実施した応募者に書面により通知するとともに、事業提案者と協議の上、市のホームページで概要を公表します。

(5) 失格要件

次のいずれかに該当する応募は失格とします。

- ① 「4応募資格」を満たさなくなったもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があったもの
- ③ 提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ④ その他選定に係る不正行為があったもの

(6) その他留意事項

① 応募団体に関する実地調査

選定審査委員会が必要と認める場合は、応募者が運営する事業等の実地調査を行うことがあります。

② 選定審査委員との接触

応募者及びその関係者が、審査に関して選定審査委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。

10 契約

- (1) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関する全ての権利は前橋市に帰属します。
- (4) 契約保証金

契約保証金の額は、「余剰電力売却仕様書」及び「電力供給業務仕様書」に基づき提案された金額のうち、提案見積書（様式第9号）における「電力需給業務提案金額合計」から「余剰電力売却提案金額合計」を差し引いた金額の10分の1以上の額とします（詳細は、別紙「契約保証金の納付について」をご参照ください）。

11 辞退

応募申請書の提出後、参加辞退する時は、辞退の意向を事務局に連絡の上、辞退届を第二次審査実施日の3営業日前までに提出してください。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示します。

12 その他

- (1) 本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (2) 提案書の提出後、前橋市の判断により補足資料を求める場合があります。
- (3) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがあります。

- (4) 前号のほか、本企画提案の審査やその報告のために必要がある場合は、前橋市がその写しを作成し、使用することができるものとします。

13 別添資料等

- (1) 余剰電力売却仕様書
- (2) 電力供給業務仕様書
- (3) 質問書（様式第1号）
- (4) 説明会参加申込書（様式第2号）
- (5) 応募申請書、応募団体概要書、誓約書（様式第3～5号）
- (6) 企画提案書一式（様式第6～9号）
- (7) 余剰電力売却30分データ（別紙1）
- (8) 電力需給30分データ（別紙2）
- (9) 市有施設年間使用電力参考値（別紙3）
- (10) 契約保証金の納付について

14 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市 環境部 環境政策課 GX戦略係

担当 伊藤、糸井

電話 027-898-6292

FAX 027-223-8524

電子メール gx-senryaku@city.maebashi.gunma.jp